

沖縄県個人情報保護審査会答申第 122 号 概要

①件 名	私が特定年に実施機関に相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 7 年 8 月 13 日（受理：令和 7 年 8 月 13 日）
③実 施 機 関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決 定 年 月 日	令和 7 年 8 月 26 日（沖広相第 4365 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定
⑥決 定 理 由	1 法第 78 条第 1 項第 2 号（個人に関する情報）に該当 開示することにより、当該個人の利益、権利を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県情報公開条例施行規則第 2 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。 2 法第 78 条第 1 項第 7 号（事務事業）に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和 7 年 9 月 4 日（受理：令和 7 年 9 月 5 日）
⑧審査請求の趣旨	以下の理由から、一部の情報が不開示とされたことに対し、当該不開示部分は不当であり、全面開示されるべきである。 1 特定警察官は「警部」であり、沖縄県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号ウに基づく開示対象職員に該当する。にもかかわらず、一部不開示とされたことは条例の趣旨に反する。 2 私が特定年に特定警察官へ相談した内容は、警察官の職権乱用に関する告訴状の書き方についてであり、特定警察官は 28 分間にわたり聞き取りを行った後、「私の名前で告訴状を特定署に提出する」と明言した。実際に特定署の特定署員が私の自宅を訪問し、「書類に不備はない」と伝えたことから、告訴状が正式に提出された事実が確認できる。 3 開示された特定文書には、「一部の状況を特定署に伝えた」「捜査を依頼した」といった曖昧な記載しかなく、実際の処理内容と著しく乖離している。これは記録の正確性に疑義があり、私の権利保護に重大な影響を及ぼす。 4 「措置区分」「処理方針」「幹部指示」欄の不開示理由として「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が挙げられているが、具体的な支障の内容が示されておらず、抽象的で不十分である。

⑨諮 問 年 月 日	令和8年1月27日（沖公委（監）第14号）
⑩答 申 年 月 日	令和8年9月14日
⑪答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和7年8月26日付け沖広相第4365号の保有個人情報部分開示決定については妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） 1 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）の不開示情報該当性について 特定文書2枚目中「処理方針」欄の一部（担当者氏名の部分）については、警部補以下の職氏名が記載されており、当該情報を開示した場合、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ウに掲げる情報に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 2 法第78条第1項第7号の不開示情報該当性について (1) 該当性の判断 ア 特定文書1枚目中「措置区分」欄については、警察安全相談に対し迅速かつ適切に処理するため、実施機関が行った措置内容が記載されており、これらの情報が開示された場合、警察安全相談に関する業務の適正な遂行に支障があると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 イ 特定文書2枚目中「処理方針」欄の一部（上記1の該当部分を除く。）については、警察安全相談に対し迅速かつ適切に処理するため、実施機関が行った処理内容が記載されており、これらの情報が開示された場合、警察安全相談に関する業務の適正な遂行に支障があると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。 ウ 特定文書2枚目中「幹部指示」欄の一部については、警察安全相談に対し迅速かつ適切に処理するため、実施機関の処理方針に基づき、指揮及び監督をするに当たって幹部が指示した内容が記載されており、これらの情報が開示された場合、警察安全相談に関する業務の適正な遂行に支障があると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

	(2) 「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について 実施機関が不開示理由としている「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、審査会は実施機関へ説明を求めたところ、実施機関から、当該不開示部分の情報が開示された場合、警察官の現場における職務執行方法を熟知され、これらの活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある旨の回答があった。 実施機関の回答を踏まえると、当該不開示部分の情報は警察安全相談に係る事務又は事業に関する情報であり、開示すれば警察安全相談に関する業務の適正な遂行に大きな支障があると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である 審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。
--	--